

株式会社シーテック「(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業環境影響  
評価方法書」に対する勧告について

令和2年12月8日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社シーテックに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、浜松市長からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：静岡県浜松市天竜区佐久間町及び龍山町  
原動力の種類：風力(陸上)  
出力：最大75,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 元年 8月29日
環境大臣意見受理	令和 元年11月 8日
経済産業大臣意見発出	令和 元年11月18日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年 6月12日
住民意見の概要等受理	令和 2年 8月31日
浜松市長意見受理	令和 2年11月26日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年12月 8日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内  
電話03-3501-1742(直通)

株式会社シーテック「(仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業環境影響評価方法書」に  
対する勧告内容

1. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スイッチュ音及び純音成分の発生状況の把握を適切に行うこと。
2. 対象事業実施区域には、地域住民に飲料水等として利用されている湧水、沢水等の水資源があることから、飲料水等の取水地点近傍に水質の調査地点を追加すること。
3. 鳥の渡りについては、対象事業実施区域及びその周辺において、適切に調査地点を設定するなど、適切な調査、予測及び評価を実施すること。

(浜松市長からの意見書の写しを添付)